

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の 一部を改正する省令案等について

令和4年12月 総務省

1. 改正案の背景

令和4年2月から開催された「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」において、開設指針の制定の申出が行われ、開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等について検討が行われた結果、同年12月27日に報告書が公表されたところ、同報告書において示された下記事項について、必要となる省令等の改正を行うもの。

(1) 開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項について

開設指針の制定の要否の決定にあたっては、以下の点に留意すべきである。

- 再割当ての対象とする周波数の選定にあたっては、既存免許人の使用期間を踏まえること。
- 申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無。

(2) 標準的な移行期間を超える場合の措置について

移行期間中の既存免許人の無線局の再免許にあたっては、

- 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とすること。
- 既存免許人の無線局の再免許の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案すること。

2. 改正案の概要

(1) 開設指針の制定の要否の決定にあたって勸案する事項について

【電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正】

- ・ 総務大臣が、開設指針の制定の申出を受けた場合に、当該開設指針の制定の要否の決定にあたって勸案する事項として、下記の事項を追加する。
 - ✓ 割当可能性のある周波数の有無
（申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み）
 - ✓ 申出周波数に係る認定計画がその認定を受けた日から開設指針の制定の申出があった日までの期間

(2) 標準的な移行期間を超える場合の措置について

【電波法施行規則の一部改正】

- ・ 原則5年間とされている再免許の有効期間を短縮することができる場合として、再割当てが行われたときにおける既存免許人の無線局について再免許をするときを追加する。

【無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部改正】

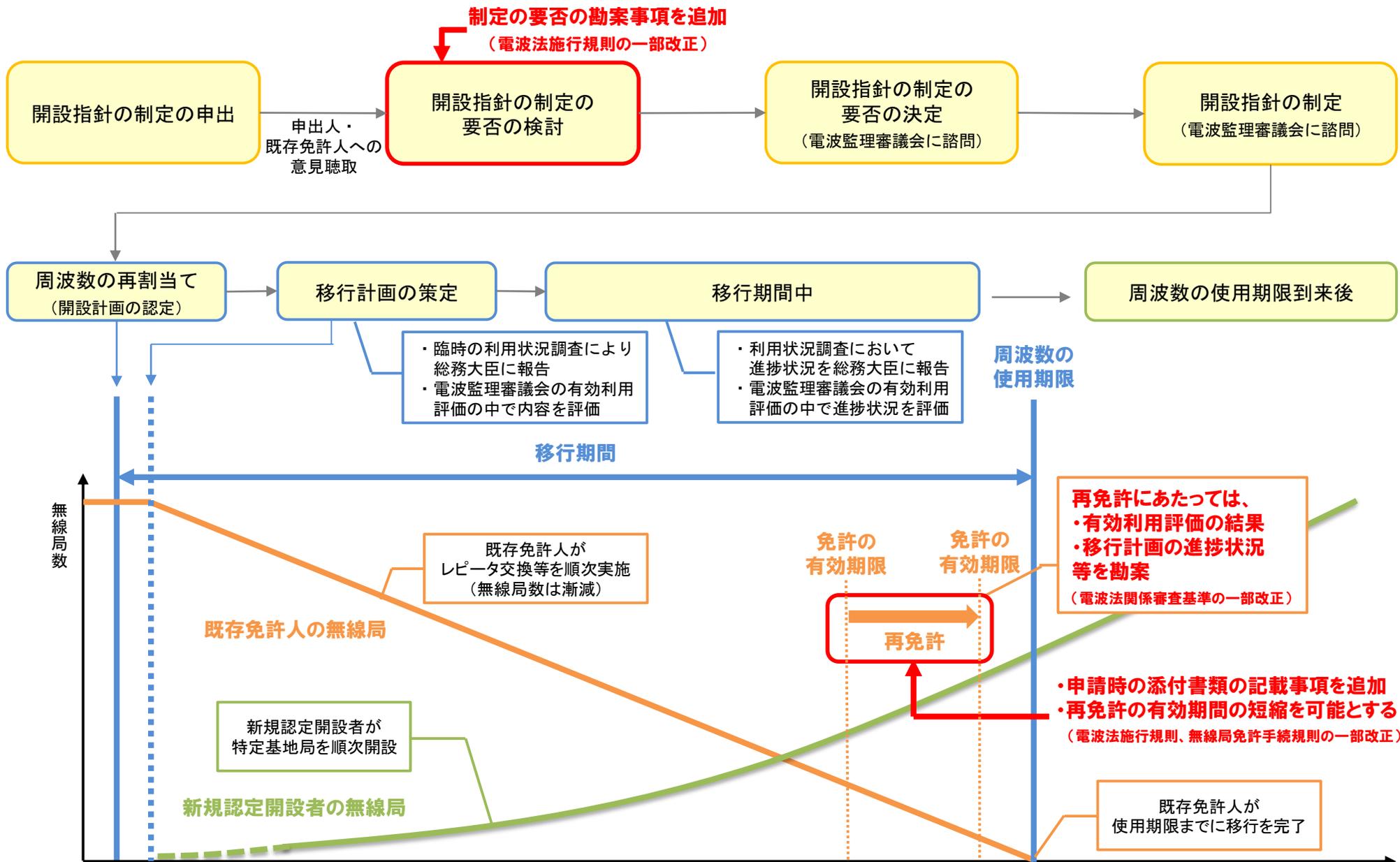
- ・ 既存免許人が再免許を申請する際の添付書類の記載事項について、「使用周波数の移行計画の進捗状況」を追加する。

【電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部改正】

- ・ 再免許の審査基準に「使用周波数の移行計画の進捗状況」を追加する。

3. 今後のスケジュール

- ・ 意見公募期間 : 令和4年12月28日（火）～ 令和5年1月31日（火）
- ・ 施行期日 : 公布日施行予定



標準的な移行期間を超える場合の周波数移行のイメージ

携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書（抜粋）

(1) 開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項について

再割当ての対象とする周波数幅の決定にあたっては、申出人の契約者数やトラフィック量等を勘案することが適当である。また、今回の改正電波法で再割当て制度が導入されたことに伴い、開設計画の認定の有効期間が5年から10年に延長されたことを踏まえ、既存免許人による周波数の使用期間についても考慮することが必要である。なお、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、申出のあった周波数と同一の特性を持つ周波数において、携帯電話システムに割り当てられる可能性のある周波数がある場合は、その活用についても考慮することが必要である。

以上から開設指針制定の要否の決定にあたっては、以下の点に留意すべきである。

- 申出人による有効利用の程度の見込みが電波監理審議会による既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること（例えば有効利用評価の結果が「A」の場合、申出人による有効利用の程度の見込みが「A」以上であること）。
- 再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラフィック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること。
- 改正電波法による開設計画の認定期間が従来よりも延長されたこととの均衡を考慮し、再割当ての対象とする周波数の選定にあたっては、既存免許人の使用期間及び有効利用評価の結果を踏まえること。
- 申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てられる可能性のある周波数の有無

(2) 標準的な移行期間を超える場合の措置について

円滑な周波数移行を確保するためには、開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるようにすることが望ましく、既存免許人の全ての無線局が使用期限ぎりぎりまで運用を続けることは適当ではない。既存免許人は、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させていくことが必要である。

このため、以下の措置を講ずることが適当である。

① 周波数の移行計画の策定・進捗管理

(ア) 移行計画の策定

- 既存免許人以外の者への再割当て決定後、総務省は、既存免許人に対し、開設指針で設定された周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画の内容等を踏まえた移行計画の報告を求める。
- 総務省は、既存免許人が策定した移行計画について、専門的な知見を有する者等の第三者による確認を行う。

(イ) 移行計画の進捗管理

- 総務省は、電波の利用状況調査の一環として、既存免許人に対し移行計画の進捗状況の報告を求める。
- 有効利用評価の一環として、電波監理審議会は、移行計画に照らして、予定通り移行計画が進んでいるかなど、移行計画の進捗状況の評価を行う。

なお、移行計画については、円滑な移行を確保するため、標準的な移行期間とする場合においても策定することが必要である。

② 移行期間中の既存免許人の無線局の再免許

- (ア) 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする。
- (イ) 総務省は、既存免許人の無線局の再免許の審査の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案する。